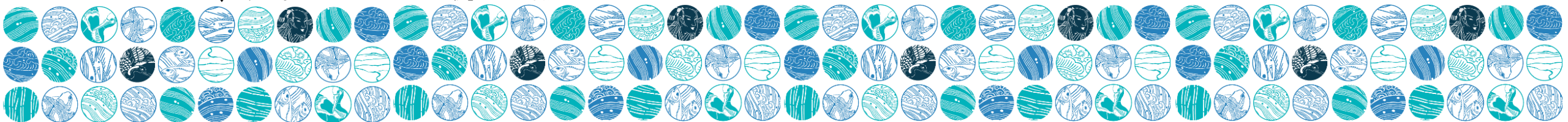


河川に当てはめる生活環境の保全に関する 水質環境基準の水域類型の見直しについて (都川及び葭川)

令和8年7月24日(金)
千葉県環境生活部水質保全課

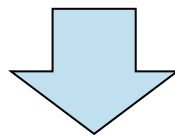
(↓千葉の海パッケージデザイン:「万祝」アレンジ柄)



1 これまでの審議及び現在の状況について

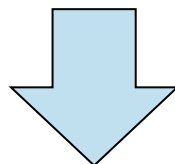
令和3年度以降、県の類型指定見直しの考え方と都川及び葎川を対象とした類型指定の見直しについて、継続して審議を実施。

令和6年度に類型指定見直しに係る国の方針等が示され、**県の類型見直しの基本的な考え方を再整理**したうえ、**都川及び葎川の類型指定の見直しの検討**を行った。



環境審議会水環境部会（令和8年3月23日）承認

- ・ 県の類型見直しの基本的な考え方
- ・ 都川及び葎川の類型指定の見直し



都川及び葎川の類型指定の見直しについて、**意見募集（パブリックコメント）**を実施。

2 都川及び葭川における水域類型の見直し(素案)

1 見直し対象水域

都川及び葭川

2 水域類型の指定

(1) 都川

- ・生活環境の保全に関する環境基準の類型を「**E 類型**」→「**A 類型**」へ。
- ・「A 類型」のBOD環境基準値を5年以上連続して達成。

(2) 葭川

- ・生活環境の保全に関する環境基準の類型を「**E 類型**」→「**B 類型**」へ。
- ・「B 類型」のBOD環境基準値を5年以上連続して達成

3 達成期間

「**イ 直ちに達成**」とする。

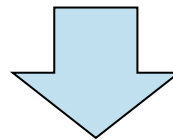
4 施行

令和8年度に施行する。

3 パブリックコメント(意見募集)の実施

都川及び葭川の類型指定の見直しについて、以下のとおりパブリックコメント（意見募集）を行った。

- (1) 案件名
河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し
(都川及び葭川) 【素案】に関する意見募集について
- (2) パブリックコメント期間
令和8年5月29日から令和8年6月29日まで
- (3) 実施方法
千葉県ホームページへの掲載のほか、関係機関に資料を備え付けの上、閲覧
- (4) 実施結果
意見提出なし



意見は無かったため、素案どおり都川及び葭川の類型指定の見直しを行う

【都川・葭川について】

- ・ 素案どおりとして、水環境部会から環境審議会に報告
- ・ 審議会の議決として答申を得た後、本年度中に告示を改正



4 今後の予定(2)

【都川・葭川以外の河川について】

県が類型指定している水域をグループ分けし、順次見直しを行っていく。
まずは、東京湾内湾流入河川について見直しを進めていく。

(見直しグループ予定)

グループ	区分	対象水域数
1	東京湾内湾流入河川（都川・葭川除く）	11
2	江戸川流入河川、利根川流入河川	14
3	印旛沼流入河川、手賀沼流入河川	11
4	九十九里海域流入河川、南房総流入河川、 東京湾内房流入河川	27
	計	63